

新 BIS 規制を巡る諸問題 報告要旨

一橋大学 清水 啓典

新 BIS 規制には、これまでに指摘されてきた様々な問題点を解消すべく、銀行独自の内部格付手法の容認やリスクウエイトの精緻化など、世界の銀行監督当局の総力を挙げて、多様な前向きの改善の努力がなされている。だが、結果的に 8% という規制水準に影響しないような改正であるし、銀行独自の内部格付け容認はもともとの世界一律の規制と矛盾する面もあるが、それはこの規制の本来あるべき方向で望ましいことである。本来、各国毎にその国の当局の責任で、銀行の健全性が明確にモニターされ管理されていけばよいのだから正しい方向であるし、世界の規制当局者の懸命な努力の結果でもある。しかし同時に、そのような方向への改正は、BIS 規制の意義自体が大きく低下しつつあることをも意味している。

理論的には、自己資本比率が銀行の健全性を高める効果を持つことは証明されていないし、仮にそのような主張をする場合には非現実的な制限的仮定が必要である。実証研究においても、自己資本比率規制が銀行の健全性を向上させたという証拠はほぼ皆無であると言ってよい。(例えば、Santos, J.A.C. 2000, “Bank Capital Regulation in Contemporary Banking Theory: A Review of the Literature,” BIS working papers, No. 90, Sep. Monetary and Economic Department, BIS. 参照。)理論的・実証的に強い証拠がない上に、実際の自己資本比率規制は、その理論的な概念とも大幅に異なっている。

90 年代の日本に典型的に現れたように、BIS 規制はマクロショックが生じて経済全体のリスク水準が高まったときに、銀行のリスク管理がより厳格化して、それまでは融資を受けられた企業さえも、融資を断られてマクロ経済の停滞を加速するという、景気変動拡大効果を持つ。そのため、日本の監督当局は、各国独自に決定できる Tier II への劣後債算入や、Tier I の中で大きな比重を占める繰延税金資産などを認めることで、現実的な対応を行ってきた。一方で、それらの対応は規制の不透明性を生み出している。

さらには、全主要行が 8% 水準を下回る資本不足に陥った時には、全銀行に資本注入を行って BIS 規制水準の維持を行ったが、このような対応は事実上 BIS 規制がない状態に等しい。BIS 規制水準にこだわらなければ、資金繰りの支援だけでより少ない税金投入で対応可能であったかも知れない。BIS 規制はマクロショックのない時の個別銀行の管理には有用であるが、しかし、その場合には、BIS 規制でなくとも対応は可能である。

現在の銀行規制は自己資本比率規制が中核となっているが、それは本来いくつもの経営指標の一つに過ぎない。自己資本比率は、各銀行の経営方針やその他の指標とも組み合わせることで初めて本来の意味を持つ指標となる。不良債権問題にほぼ目処が付いた金融業界において、今後指標本来の持つ意味を活かした規制体系が必要である。

銀行規制は、本来銀行の持つリスクテイク機能を活性化する形で行われなければならない。しかし、現在は BIS 規制との関連で監督当局が不良債権の査定を通じて、銀行の生殺

与奪件を持つ立場にあり、この意味で過剰な規制になり易い環境下にある。地域金融機関の中には、リスク管理の厳格化と中小企業向け貸出増加の双方を求められて困惑しているものも少なくない。各金融機関がその全資源を活用して、それぞれの特長を生かした他企業とは異なるリスクテイクが出来る環境を整備しなければ、金融業の活性化は進まないであろう。

企業サイドも、銀行が BIS 規制のために貸出を増やせない状況に陥る可能性を知っているので、将来の資金繰りへの懸念から投資計画を圧縮し、経済全体の活性化を妨げている懸念もある。

株式市場では、既に銀行評価に関して BIS 規制水準自体は大きな意味を持たず、繰延税金資産を除いた Tier I 比率が重視されているが、それは内容的には市場の株式評価と殆ど変わらない。事実、2003 年 3 月の市場評価に基づく株式総額と貸出総額の比率（市場価値による自己資本比率）は、2 年半後の現在明らかになっている各銀行の健全性とほぼ正確に対応している。市場で銀行の株価が自由に変動するようになっている現在、BIS 規制は既に役割を終えていると言ってもよい。高い自己資本は基本的には高い株価を意味するし、もともと、自己資本比率規制自体、市場で株価評価が高まるような経営を促すことがその目的であったはずである。既にその状態が実現している今日では、一定の方式に従って形式的に計算された自己資本比率は、市場評価の参考値ほどの価値しか持ち得なくなっている。今後は、BIS 規制の詳細を一層複雑化する方向での規制変更よりも、不正のチェックと情報開示を徹底させ、より一層市場評価が軸となるような監督体制に移行するという本来の姿に帰ることを主眼とすべきである。

一旦作られた規制は撤廃することは、とりわけそれが国際的合意の下に成立したものである場合には、困難である。新 BIS 規制は、その弊害や不合理な面を改善しようとする規制当局の長年にわたる努力の結果であり、これ以上のものを望むことは無理であろう。とはいえ、市場の方が自己資本比率以上のあらゆる情報を織り込んで銀行を評価するようになっており、BIS 規制自体が市場からそれほど重視されない基準となって、次第に影響力を失って行くことになるであろうと思われる。